

ケアハウスしおかぜ利用料について

ケアハウスしおかぜの毎月の利用料は、下記の通り県で定められた額となっております。また、収入に応じて変動があります。この他、自室の電気料・上下水道料・冷暖房費・通信費・介護サービス利用料は、個人負担となります。

- サービスの提供に要する費用 当施設の人件費及び施設の一般管理費
 - 生活費 食事代・共用部分の光熱水費
 - 管理費 家賃として施設整備にかかった費用の償還財源
- ※生活費については、冬期加算として11月から3月まで毎月6,076円加算されます。

入居者利用料の額(月額)

平成5年11月1日現在

	対象収入による区分	事務費	生活費	計	冬期加算 11月 ～3月
1	1,500,000円以下	10,000	44,194	54,194	6,076
2	1,500,001～1,600,000円	13,000	44,194	57,194	6,076
3	1,600,001～1,700,000円	16,000	44,194	60,194	6,076
4	1,700,001～1,800,000円	19,000	44,194	63,194	6,076
5	1,800,001～1,900,000円	22,000	44,194	66,194	6,076
6	1,900,001～2,000,000円	25,000	44,194	69,194	6,076
7	2,000,001～2,100,000円	30,000	44,194	74,194	6,076
8	2,100,001～2,200,000円	35,000	44,194	79,194	6,076
9	2,200,001～2,300,000円	40,000	44,194	84,194	6,076
10	2,300,001～2,400,000円	45,000	44,194	89,194	6,076
11	2,400,001～2,500,000円	50,000	44,194	94,194	6,076
12	2,500,001～2,600,000円	57,000	44,194	101,194	6,076
13	2,600,001円以上	61,800	44,194	115,390	6,076

○この表の「対象収入」とは前年の収入から租税・社会保険料・医療費※などの必要経費を控除した後の収入をいいます。毎年6月に対象収入の見直しを行います。

※医療費は、入居後の医療に要した支払い金額が必要経費として算定されます。

○夫婦で入居する場合については、夫婦の収入から2人の必要経費を差し引き、その2分の1を、個々の対象収入とします。その額が150万円以下の場合、夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用徴収は、10,000円から30%減額します

○利用料については、新潟県の通達に基づいており、入居後に社会経済状況によっては改定がありますので、ご了承ください。

○管理費の額
1人1月当たり 11,700円